

令和元年度 第7回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和元年10月23日（水）午後2時10分～午後3時15分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	村 田 年 宏
	委員	植 田 宏 和

■ 欠席委員 0人

説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	竹 谷 秀 俊（教育次長兼務）
	生涯学習課生涯学習係長	
		増 田 晋 吾
	学校教育指導員兼社会教育指導員	
		稲 垣 公 美

事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第12号 相楽東部広域連合教育委員会後援会名義等の使用承認について
- 日程6 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和元年度第7回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。第6回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

質問等のある方は、挙手をお願いします。

(各委員よりないとの声あり。)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がないということですので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、村田委員にお願いします。

日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり。)

西本教育長

異議なしということですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定します。

日程第4、諸般の報告を行います。1番から3番までは、教育次長から報告してください。

竹谷教育次長

1番、令和元年度京都府内市町(組合)教育委員会研修会の開催についてです。日時は、11月1日の金曜日、午後2時からです。会場は、ルビノ京都堀川です。委員全員の出席を予定しております。日程は、午後1時半受付で、2時開会ということで、講演と意見交換会という内容になっております。この後、懇親会が予定されております。以上です。

2番、第39回南山城村社会福祉大会・第29回南山城村ボランティア大会についてです。日時は、10月26日の土曜日、午後1時半からで、場所は、やまなみホールです。石橋教育長職務代理者にご出席いただく予定です。よろしくお願いします。

3番、田山花踊り「奉納ならびに伝統芸能発表会」についてです。日時は、11月3日の日曜日、午後1時からです。旧田山小学校から諏訪神社に向けて開催されます。こちらの方も石橋教育長職務代理者にご出席いただく予定です。よろしくお願いします。

西本教育長

1番の研修会は個々に行くということですか。

竹谷教育次長

はい。それでいかがでしょうか。

西本教育長

よろしいですか。

(各委員より良いとの声あり。)

西本教育長

よろしくお願いします。1番から3番までよろしいですか。今、南山城村で出席してもらう行事等が結構多いです。石橋教育長職務代理者さん、大変ですけどよろしくお願いします。

4番は、学校教育課長から報告してください。

竹谷学校教育課長

4番、「相楽東部広域連合立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」についてです。資料は、事前にお配りさせていただいております。方針について説明します。複雑多様化する教育課題や新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められる中、教育職員の長時間労働が明らかとなっており、子どもたちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。中教審における働き方改革に関する審議を踏まえ、文部科学省は、今年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するように求めています。これを受け、連合教育委員会では本ガイドラインを参考に、この度、「相楽東部広域連合立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しました。本方針は、教育職員の時間外勤務が長時間化している実態と労働基準法などの労働法制改正の動きを踏まえ、連合立学校に勤務する教育職員の勤務時間を把握するとともに、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものとしております。連合の方針では、超過勤務時間の上限の目安時間として、文科省のガイドラインと同様に、原則1か月45時間以内、1年間360時間以内と設定しました。なお、事故等の臨時的な特別の場合は、1か月100時間以内、1年間720時間以内と定めています。対象者は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に規定されている教育職員としており、事務職員、学校栄養職員等は対象とはなっていませんが、これらの職員は、労働基準法に定められた時間外労働の規制が適用されることとなります。労働基準法は、昨年改正され、時間外労働時間については、文科省のガイドラインと同様の時数となっています。この上限時間の目標を達成するにあたり、9月に策定しました「教職員の働き方改革実行計画」に掲げた取組を進めるほか、重点業務削減対策の検討・実施、先進校の取組の全校実施、校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化、教育職員の意識改革、教職員の働き方改

革に向けた情報発信など、更なる業務改善を取組としました。3ページの「(1) 重点業務削減対策」の重点業務ですが、この度の方針の策定後、プロジェクトチーム等において、重点業務の削減対策を検討し、可能なものから対策を実行するというもので、例えば、教育委員会の事務・業務では、教育委員会への提出書類や報告書の見直し、教育委員会招集の会議、研修会の見直し、夏季・冬季の「学校閉庁日」の設定、見直し等を考えており、この中には既に実施している業務もあります。また、学校では校務分掌の見直し、学校行事や会議の精選、ノー残業デーの設定等が削減対策を検討する重点業務になると思われます。4ページの「(2) 先進校の取組の全校実施」では、先に報告しました「教職員の働き方改革実行計画」の中で、学校における留守番電話の設置等の取組をあげております。その中で「緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話やメールによる連絡対応を行う取組について検討します。」としており、この実行計画に基づいて、本方針では「長時間勤務の是正に効果が高いと考えられる先進的な取組について、全校で実施できるようプロジェクトチームで検討し、実行する。」としています。その統一的取組の例として「夜間の電話対応の見直し、児童生徒の欠席連絡のWEB方式化など」をあげています。この取組の例は、府教委が府立学校における取組を検討するために掲げているもので、連合教育委員会においても京都府と同じ取組を参考のため検討し、加えて山城管内での取組事例もあると聞いておりますので、併せて検討しようということです。その上で京都府の検討結果などをもとに連合の取組を検討したいと考えております。同じページの「(3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化」の中で、「時間外勤務の縮減等による教職員の総実勤務時間の短縮について」という通達ですが、本年4月に府教委教育長通知があり、その内容は、時間外勤務の縮減に向けた組織的な取組の実施についての通達です。具体的な内容は、「管理職の責務」と「学校組織としての取組」です。「管理職の責務」としては、時間外勤務及び休日勤務を命じる場合の配慮、休憩時間や年次休暇を取得しやすい環境の整備、労働安全衛生や仕事と家庭の両立に向けた環境づくりとなっています。また、「学校組織としての取組」としては、学校運営及び学校業務全般の点検、見直しが中心となり、具体的には、校務分掌の業務量の平準化、各種会議や学校行事の精選、部活動の適切な運営と休日勤務の振替等の徹底による勤務負担の軽減となっており、こうした通達に留意しながら取組を進めることになると思われます。5ページの「5. 段階的目標の設定」についてですが、次のページ、別記1のとおり、実施期間の5年を3期に分け、管内教職員の勤務実態を踏まえ、段階的に目標達成を目指すこととし、着実に取組を進めることとしています。最後の「(3) 方針の趣旨に反する行為」では、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的となり、教育活動がおろそかになったり、実際より短い虚偽の時間を記録したり、上限の目安時間を守るためだけに業務を自宅に持って帰ったりすることのないよう、本文を定め徹底を図ることとしております。以上です。

西本教育長

本年10月1日に、この上限に関する方針を策定しまして、本日、皆さんに報告をさせていただいたところです。説明にもありましたように、国のガイドラインを受けた府の方

針、それに基づく連合の上限に関する方針の策定という筋道になっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。ちなみに、京都府内の動きですが、連合は10月に方針を策定しましたので早い方ですが、今年度中に策定するという市町が多いように聞いております。既に策定しているところは、京丹後市の方でしたか、山城管内では早い取組だったと思っております。上限が1か月で45時間以内、年間で360時間以内、これも段階的に取り組むという方針は変わっておりません。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

北口委員

実行プロジェクトチームというのは、既に立ち上げておられる推進会議のことですか。それとは別ですか。

竹谷学校教育課長

今の組織とは別に作ろうと思っております。

西本教育長

メンバーは、学校代表と事務局という形で、こういうメンバーです。そんなに変わらないとは思いますが。

北口委員

推進会議は、教頭先生が全部入ってなっていましたね。

石橋委員

これ今、たぶん閣議決定されたと思うんですけど、夏休みのまとめ取りという形で実施された場合、このスタイルが、この計画が変更していかなんということ、また起こるか分かりませんので、その辺のことも考えながらというようなこともあるんじゃないかなと思います。

西本教育長

まとめ取りは、これまでもやってきておりますから、特に、この方針の上限を決めたからどうのこうのは余り関係ないかなと思います。ただ、2学期の前倒しというのが新しい動きとして、実際に動いていますから、それを考えながら学校では取組を進めていくと思います。

北口委員

1か月45時間ということになると、だいたい毎日2時間くらい。だから7時には帰らなさいということが目安になるかと思うんですけど。色んな先進校の取組の実施だとか、色々削減できるところを色々見直して、いつから見直してやっていこうという中身だと思うんですけど。それで45時間がクリアできるのかっていうところが正直、連合としてね、

もしもそういうことが中々直ぐにはできないと思うんですけど、順次にしても中々理想ど
うりにはいかなかったりすると思うんですけどね。これって国なり局なりからのこういう
指導っていう、緩やかな感じなんではないでしょうか。それとももっと厳しくなるのでしょうか。

西本教育長

国・府の方も一気にできるとは考えておりません。府は、段階的に、5年計画で5年後
には全員が100%達成する。これが目標です。だから連合も段階的という目標です。現
状は、前も報告させてもらいましたように、今の状況はだいたい45時間です。これもあ
くまで平均です。

北口委員

教師になろうっていう人がそういう情熱を持って、やっていると思うので。自分の仕事
に専念できる環境になれば、自ずとそこに没頭されたりするんだらうと思うんですけど。
今まで子どもたちとか教育に対する情熱を持ちながら仕事を進め、片方では勤務時間、時
間外をせずにやろうとすると、やっぱり矛盾はあるかと思うんですが、その辺の、ここ
に書いてある職員の意識改革ですか、それが重要だということが強調してあると思うん
ですけど。その辺の意識改革っていうのは。メリハリをつけて仕事をするとかそういうと
ころを指しているんじゃないかな。

西本教育長

意識は変わってきています。例えば、出退勤記録管理システムが入ったことで、かなり
違います。今までは、きちっとしたそういうデータがなかったのですが、それが入ること
によって、まず、意識そのものが変わってきています。

北口委員

教育長も最初、私が委員をさせていただいたときは、そういう働き方改革というような
話があった時に、中々教育の現場にはそういった出退勤を管理するというようなことは馴
染みにくいんじゃないかっていうことをおっしゃっていたので、その辺の教育に対する情
熱ときっちり帰らんなんというところの矛盾っていうのは、やっぱりずっと先生方は抱え
ながら、仕事されているご苦労はあるのかなと思うんですけど。先生方の健康管理も一
番大切ですし、それで体を壊したら何もならないことです。中々、難しいかなと。

石橋委員

この前の竜王町の発表であったように、この形を実際にやっていこうという裏付けには、
やっぱり国の今、補助的事業という、そういう制度の下で、補助金が出るからやっている
部分があるっていうのが本音かなというふうに聞こえたんです。だから色んな形のアシス
タントを置くことによって、軽減化をしていくというような措置を、具体的にこれが進む
と同時にそういう予算措置を、例えば、連合の中でそういうことを考えていかなければと

というようなことが起こってくると、これからね。

北口委員

そうですね。すごく模範的なあれで、この間の研修、滋賀県でさせてもらいましたが、それはやっぱり予算的な裏付けがあるからこそできることであって、いくら綺麗ごとを言っても予算が付かないとそういう、先ほどもありましたけど、スクールサポートスタッフですか、そういう人たちだって雇えないわけですし。やっぱりお金、予算があって人を増やすか、それとも今やっている業務を本当に削減できるところを削減するか。二つに一つじゃないと絶対この目標は達成できないと思うので。先ほどの話にもありましたけど、先ずそういう雑務的なところを、先生方からそういうようなのを少しでも取り上げられるようなスタッフを各学校に配置をできるぐらいの予算措置を教育委員会としても考えていかないといけないんじゃないかなと思いますし、それは各町村長さんをお願いしなければならないことだと思うんですけど。府からもお金をちょっと頑張って、山城教育局としても取って来てもらわななんですし、本当にこのガイドラインをそのまま遵守して進めるというのであれば、それぐらいの腹をくくったね、それを示してあげないと現場が一番困るんじゃないかなという気がしてならないんです。

西本教育長

事務局、今の意見についてどうですか。

稲垣学校教育指導員兼社会教育指導員

予算があって、人を確保すれば働き方改革が、すべてが進むというものではないと思います。先ほどもありましたような色んな検討・見直しは、同時に進めていく必要があると思います。教育委員さんには、総合教育会議もございますので、そうした働き方改革の進め方として、その辺のお話をしていただけたらありがたいかと思います。よろしくお願いします。

西本教育長

確かに連合は、単費で特別支援員や図書司書とか、木津川市や精華町に比べたらかなり入れています。この3町村の厳しい財政の中で、極端に言えば、例えば、特別支援を優先するのか、或いはスクールサポートスタッフを優先するのかということです。ただ、特別支援員そのものを単費で入れていることで、間接的にはもちろん業務改革に繋がっているところがあります。子ども一人でも、もし仮に支援員がいなかったら、担任が全部やっていかなければなりません。その辺りのことも踏まえて、支援員やサポーターは考えていく必要があると思っています。

北口委員

その辺りは精査していただいて、どれもこれも付けてはいただきたいけども、そういう

訳にもいかなかったら優先順位を付けてせざるを得ないと思うんですけども。サポートスタッフとかいうのであれば、人にもよると思うので、やっぱり人選もかなり左右するかなと思います。その辺、他の学校にも広がるような形で出来たら良いかなと思います。

村田委員

働き方改革について、その前に人・物・金というのは当然かなと思うのですが、それが全て付くという保証はないと思うんです。出来るだけその辺、頑張ってもらいたいということも一つだと思います。だから、校長と教職員が働き方改革について、どんなふうな思いを持っているのか。校長はどう思っているのか。ある人はタッタと出来て、ある人はというふうに、能率的な部分、効率的な部分、その部分、それぞれ特質があると思う。やっぱり教職員も働き方改革について、どういうふうにすれば効率よく業務が出来るのか。どうすれば子どもたちの生きる力の育成につながっていくのか。そのところを両方考え合わせながら、行政ばかり頼るのではなくて、自分たちの学校として、どうなのかというふうなことも突っ込んだ形で、心を割って、校長は中々しんどいとは思いますが、その辺りはどうなのかな。もし、自分がそういう立場だったらどうするかなって考えていった場合、どうするかな。教育委員会にドンドンドン言っていくということも大事かなと思うのだけど、足元を見渡して校務分掌内の、それからノートの丸の見方、付け方、それから教材研究のあり方とか。そこらの部分をどうサポートし、支援し、チーム一丸としてやっていくのかなっていうところも合わせて、両輪でやっていくことも必要じゃないかなと思うんです。だから無駄な動き、無駄な喋りとか。いつまでもいつまでもっていうのじゃなくて、きちっと時間を守りながら、その中でやってしまうんやという意識がない限り、いくら人と金を与えてもあかんの違うのかなというふうには思います。ただ、教育の質の低下をさせない取組は継続すべきだと。それから教職員の資質能力の向上、研修とか自分を高めていかないとあかんやろうというようなことと、それから子どもたちの生きる力の育成をどういうふうに図っていくのか。そこらを合わせながら働き方改革の中で、それぞれの校長が中心になりながら、教育委員会とタイアップしながらやっていくことが大事になってくるんじゃないかなと思います。だから、5年ほどかかるかなと思います。一度にできないと思います。私はその辺で連立立小中学校の教育の質は落としてほしくはないと思います。以上です。

西本教育長

今、管理職の働き方改革の姿勢、特に、校長の姿勢が問われている時だと思います。だから、管理職は本気で取り組まんアカンというふうに考えているのか、大体できているのと違うかというように考えているのか、そのスタンスによって違いがあるのがはっきりしています。だから府教委も、特に、校長あたりが働き方改革に前向きに取り組む、そういう管理職が今求められているわけです。だから事務局からキチッとその辺りを校長会でも説明して、ただ単に方針が出ましたからというのじゃなくて、特に、今出ているような意見も含めて校長会で提起をしておいてください。

北口委員

最後の概要は、どこ向けのチラシですか。学校ですか。単にまとめてあるだけですか。どこかで使うのですか。

西本教育長

これはどこ向けというのではないです。連合の概要版です。このやり方は、文科省も京都府も同じで、こんな形で概要版にまとめております。はい、よろしいですか。

続いて、5番から最後まで、生涯学習課から報告してください。

竹谷教育次長

5番、南山城地域学校協働本部の設立についてです。去る10月12日の土曜日に南山城地域学校協働本部が設立されました。地域学校協働本部とは、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ることを趣旨としています。連合管内では既に笠置地域学校協働本部がございますので、それに次いで設立になります。イメージ図をご覧ください。真ん中の上の方に運営委員会がございます。運営委員会を組織しまして、下の3つの枠、「家庭教育支援部会」・「Y a ! まなびC l u b 部会」・「学校教育支援部会」の3部会で活動を行っていきます。運営委員会委員長は波多野氏、副委員長は奥谷氏、委員は石橋委員ほか10名です。コーディネーターは京都教育大学の杉本名誉教授です。事務局はご覧のとおりで、分室の村上社会教育主事が主担当という組織です。今後の予定は、事業計画（案）のとおり、10月3日に運営委員会を開催しました。10月12日には、設立総会と研修ということでしたが、当日、警報で中止となりましたが、必要な委嘱を行い、設立されました。11月2日にふれあいフェスティバル、12日に茶道体験、これは学校支援部会の事業です。12月8日には親子薬物乱用防止教室、来年2月26日には子育て講演会を計画しております。以上です。

増田生涯学習課生涯学習係長

6番、第27回南山城村青少年の主張大会の開催についてです。実施要項を添付しております。日時は11月10日の日曜日、午後1時30分から、やまなみホールで行います。審査員には、石橋教育長職務代理者と浅田学校教育指導主事をお願いしております。よろしくお願いします。

7番、第35回和東町少年の主張大会の開催についてです。同じく実施要項を添付しております。日時は11月16日の土曜日、午後1時30分から、和東町社会福祉センター大ホールで行います。審査員には、教育長と鈴江学校教育指導主事をお願いしております。よろしくお願いします。

8番、伝統文化伝承事業「陶芸教室」の実施についてです。日時は10月29日の火曜日、午前10時から、和東町体験交流センターで行います。講師は橋本六臂さんです。詳細はチラシのとおりです。

9番、大人もW a k u w o r k 体験事業「蕎麦打ち体験教室」の実施についてです。日

時は11月20日の水曜日、午前10時から、和束町テラス和豆香で行います。講師は、先ほどの陶芸教室の方と同じ方です。詳細はチラシのとおりです。

10番、暮らしのデザイン事業「いい夫婦の日 ハッピーピアノコンサート」の実施についてです。日時は11月22日の金曜日、午後7時30分から、やまなみホールで行います。こちらは本年度の新規事業となっております、自分らしく豊かに暮らすことを目的として、様々な視点から発見・見直し、また、考え・楽しむ学習機会とするために11月22日の「いい夫婦の日」に合わせてピアノソロコンサートを実施し、ピアノの生演奏で思い出の歌を懐かしんで、二人の時間を豊かに過ごしながら、二人の刻んだ幸せの歴史を振り返る機会とするということを目的としております。詳細はチラシのとおりです。

11番、女性支援事業「女性学講座（管外研修）」の実施についてです。日時は11月28日の木曜日、午後1時出発で、場所は三重県桑名市方面となっております。内容につきましては、近代建築である六華苑となばなの里のイルミネーションの見学等となっております、帰宅につきましては、午後9時から午後9時30分頃を予定しております。以上です。

西本教育長

5番の南山城地域学校協働本部の説明についてはよろしいでしょうか。先般、運営委員会を立ち上げて、3部会合同の顔合わせというのが10月12日にできませんでした、それぞれの委嘱状を出して進めております。5番から11番までで質問等はありませんか。陶芸教室と蕎麦打ちの講師さんは一緒の人ですか。

増田生涯学習課生涯学習係長

名前は異なるのですが、陶芸に関しましては、陶芸家の橋本六臂さんというお名前ですが、蕎麦打ち体験教室は、橋本 修さんと言う本名です。同じ方で宇治市の方です。

西本教育長

よろしいですか。ほかどうですか。

（各委員からないとの声あり。）

西本教育長

諸般の報告は以上です。

日程第5、「議案第12号 相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について」を議題とします。議案の提出理由及び説明をしてください。

竹谷教育次長

議案第12号 相楽東部広域連合教育委員会後援名義等使用承認について。上記の議案を提出する。令和元年10月23日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。令和元年9月19日付けで、相楽東モラロジー事務所 代表世話人 木崎裕太氏から申請のあった「モラロジー生涯学習セミナー」に係る後援名義の使用については、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等使用承認取扱規程第3条に定める承認基準を満たしていることから、本申請を承認するものです。申請書の写しを添付しております。今回、初めてということですので、議案を提出させていただいております。申請者は、相楽東モ

ラロジー事務所 代表世話人 木崎裕太氏です。住所は、和束町大字中小字平田４６です。事業名は「モラロジー生涯学習セミナー」です。実施時期は、令和元年１０月３０日と３１日の水・木の午後７時２０分から午後９時３０分です。場所は、木津川市の加茂文化センターです。事業目的は「地域社会への道德教育の推進」です。内容はセミナーです。参加対象者は一般で、参加費は１，５００円です。内容の詳細は添付のとおりで、１日目は、ＤＶＤ映写と講演２回、２日目は、講演２回です。講演のテーマは、時間表のとおりです。収支計画書は、収入の部で、参加費が１２万円、支出の部で、その半分に当たります６万円が謝礼金となっておりますが、詳細は講師２名分で、和束町の和束荘に２泊３日で宿泊されるということで、宿泊費と交通費の合計を謝礼金にあがっているとの説明です。モラロジー関係では、相楽東モラロジー事務所申請の「モラロジー教育者研究会」を平成２７年度から、また、相楽西モラロジー事務所申請の「家族のきずな」作品募集・発表会も同じく平成２７年度から毎年後援を承認しておりますが、今回は別事業ですので、ご審議いただくことにしました。なお、議案の提出の理由にございます後援名義等使用承諾取扱規程第３条の関係ですが、この申請は規程に定める主催者であること、そして、内容が規程に定める要件を満たしていることから、今回の後援名義の使用を許可するものです。なお、文部科学省、京都府、京都府教育委員会は承認済みですが、木津川市及び木津川市教育委員会においては、申請中となっておりますが、既に後援を決定されたことを確認しております。以上です。よろしくお願いします。

西本教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

北口委員

来週の話ですが、何人ぐらいを予定されているのですか。

竹谷教育次長

収支計画書の収入の部の予算を割り戻すと８０人です。

北口委員

道德教育、教育長は、今までからこの団体のことはご存知なのですか。

西本教育長

今は、チラシにありますように文部科学省が後援をしており、また、文部科学省から講師に入ったりする形でやっているようです。

石橋委員

公益財団法人ですね。京都府や京都府教育委員会も後援していますね。

西本教育長

府レベルの大会と山城レベルの大会があります。府レベルには、京都府教育委員会の指導部長が挨拶をしています。山城レベルでしたら山城教育局長が挨拶しています。ということで、採決してよろしいですか。

(各委員からそれで良いとの声あり。)

西本教育長

これより採決します。議案第１２号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第１２号は承認されました。

日程第６、その他です。１の諸報告の①から⑥は事前に配布しております。⑥の相楽地方中学校秋季新人大会ですが、和東中学校の男子バスケが優勝、女子が準優勝です。それから笠置中学校が女子卓球で団体優勝と個人優勝です。小さい学校でも本当によく頑張っていると思います。２の次期定例教育委員会の開催について協議したいと思います。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

その前に、今日、追加で配らせていただきました資料は、１１月２日開催の第３０回笠置解放文化祭のチラシと１０月２５日開催の笠置中学校文化祭の日程表です。例年、やまなみホールで和東中学校との合唱交流会という形で開催されております。合わせて紹介させていただきます。

それでは、２番の次期定例教育委員会の開催日程（案）についてです。事務局案は、１１月２０日の水曜日、午後３時から、場所は、この会議室です。議案は、事務の点検・評価報告書と校外活動費補助金交付要綱の一部改正を予定させていただいております。日程は、いかがでしょうか。

(教育長、委員により「定例教育委員会の日程」を協議する。)

西本教育長

次期定例教育委員会は、１１月２７日の水曜日、午後３時３０分からです。場所は、和東町体験交流センターです。次に、３の「その他」です。

竹谷教育次長

その他です。１２月の定例教育委員会も関係しますが、連合総務課から総合教育会議の日程が整ったとの連絡がありました。１２月１６日の月曜日です。総合教育会議を午後１時から、その後、定例教育委員会の開催という予定をさせていただいております。

西本教育長

12月16日、総合教育会議と定例教育委員会ということでよろしいでしょうか。

(各委員からよいとの声あり。)

北口委員

総合教育会議はどんな内容ですか。

竹谷教育次長

テーマについては、事務局で考えておられる段階です。案内文書は総務課から送られると思います。

西本教育長

基本的には、総合教育会議というのは首長が招集するとなっています。総合教育会議で教育委員会からこのことを議題にしてほしいというのがあったら、出してもらったと思います。気がつかれた時に事務局へ電話をしてください。また、本日、配布しました「我が校の自慢」について簡単に説明をしておきます。最初は、笠置小学校です。校長が変わった学校は、やっぱり我が校の自慢も変わっています。学校、家庭、地域連携による更なる教育環境の構築というのが、大きなテーマで紹介しております。次が和東小学校です。みんなを大事にする子。ほがらかで丈夫な子。進んで学ぶ子。これは今日も説明がありましたが、目指す児童像に基づいて作っております。南山城小学校です。伝統的に豊かな読書体験。ふるさと学習。南山城地域学校協働本部の立ち上げを入れております。和東中学校です。既存の行事の見直しということで、これが働き方改革ということに繋がるという視点から体育大会を改善しております。それから小規模校の特性を活かしたということで、お茶摘みの体験。重点課題で発表もあります人権学習です。笠置中学校です。1年生はサギソウ栽培。2年生はお茶学習。3年生は小中連携学習で、夏休みにジョイント・スタディというのを取り組んでおります。これは笠置だけではないですが、笠置中学校に笠置小学校の子どもと南山城小学校の5、6年生が行って、中学生と一緒に勉強をする、これを今年の新しい取組としてやっております。それを知っておいてください。以上です。その他、ございませんでしょうか。

北口委員

今週の土曜日に笠小フェスタがあるんですね。

西本教育長

今週が笠小フェスタで、南山城小学校ふれあいフェスティバルが11月2日です。先ほども言いましたが、今年は、地域学校協働本部に色んな人たちが入って来てくれます。去年も顔を出しましたが盛会でした。できたらそれぞれ覗いてやってください。

以上で、第 7 回定例教育委員会を終了させていただきます。ご苦勞様でした。

〈午後 3 時 1 5 分閉会〉

— 了 —